

はじめに

本年報は、民間事業者による信書の送達事業の現況について広く知っていただくために、総務省においてとりまとめたもので、本年度版は7回目となります。

はがきや手紙などの「信書」の送達の事業について民間事業者の参入を認める「民間事業者による信書の送達に関する法律」が、平成15年4月に施行されました。それから8年あまりが経過し、信書便事業への参入事業者は平成22年度末現在で346者を数え、取扱通数も毎年着実に増加するなど、信書便事業は社会の中で確実に広がりを見せています。

信書便市場においては、巡回集配サービスや自転車・バイクなどによる急送サービス、慶弔メッセージカードの配達サービスをはじめ、利用者のニーズを踏まえたきめの細かい様々なサービスが提供されています。また、警備業者や福祉事業者など、貨物運送業を本業としない事業者の参入が見られるなど、サービスの提供主体にも広がりが生じています。

本年報では、こうした信書便事業の現況について、説明やデータに加え、代表的なサービスの流れや実際の利用者・事業者からの話などのトピックを織り交ぜながら紹介しています。その中の一つとして、本年9月6日には特定信書便事業者による「信書便事業者協会」が設立されました。同協会の会長の任に就かれた高橋泉氏（株式会社K S Gインターナショナル代表取締役）に対するインタビューの内容も盛り込んでいます。

また、信書便制度の周知など信書便事業に関する総務省の取組や、信書便事業の開始手続などについても、分かりやすい形で掲載しております。本年3月に発生した東日本大震災の後、信書便事業者の被災及び事業復旧等について当省ホームページ上でご紹介した事項についても掲載しました。

本年報が引き続き、国民の皆様方に広く活用され、我が国の信書便事業の現況や信書便事業に関する取組についてのご理解をより一層深めていただく一助となれば幸いです。

平成23年10月
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

CONTENTS

はじめに

本 編

第1章 | 信書便事業の概況

第1節	信書便事業とは	2
1	「信書」とは	2
2	信書便法の目的	4
3	信書便事業の種類	4
	(1) 一般信書便事業	4
	(2) 特定信書便事業	4
4	主な信書便サービス	6
	(1) 巡回集配サービス	6
	コラム 利用者の声①	7
	コラム 信書便事業者の声①	8
	コラム 地方公共団体における公文書集配業務に関する実態調査について	9
	コラム 公文書集配業務の信書便事業者への委託状況	10
	(2) 定期集配サービス	11
	コラム 信書便事業者の声&利用者の声②	12
	(3) ビジネス文書の急送サービス	13
	コラム 信書便事業者の声③	14
	(4) メッセージカードの配達サービス	15
	コラム 信書便事業者の声④	16
第2節	信書便事業の現況	17
1	参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移	17
2	参入事業者の規模、主たる事業	18
3	本社所在地別の参入状況	19
4	引受通数の推移	20
5	売上高の推移	21
	コラム 東日本大震災からの復旧状況	22

第2章 | 信書便事業に関する制度及び動向

第1節	他人の信書の送達に関する適法性の確保	24
第2節	信書便制度の周知	26
第3節	信書便事業に関する施策等	27
1	信書の送達サービス受付用への115番の使用について	27
2	「特定信書便マーク」について	28
3	個人情報保護の推進	28
4	信書便事業者協会について	29
	コラム 信書便事業者協会の高橋会長に聞く	29
第4節	信書便事業に参入するには	30
1	事業開始までの流れ	30
2	事業の実施に関する許認可の基準	31
3	事業開始後の遵守事項	32
4	事後的な監督	33

資料編

資料1	民間事業者による信書の送達に関する法律	36
資料2	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則	45
	信書便に関するお問い合わせ先	54

凡例

◆文中における略号は次のとおりです。

略号	正式名称
信書便法	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年7月31日法律第99号）
施行規則	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年1月24日総務省令第27号）

◆法令等の内容は、平成23年3月31日現在です。